

人吉市農業委員会定例総会
(第3回)

令和4年3月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年3月25日
スポーツパレス1階 会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 14 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 15 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 16 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について
日程第 4 議第 17 号 非農地証明願について
日程第 5 議第 18 号 非農地判断の一部変更について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲

同	17番	簗田秀彦
同	18番	渕上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原口政廣

議事録署名農業委員	4番	林 主 一
議事録署名推進委員	25番	原 口 政 廣

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長	村 口 憲 彦
次 長	和 泉 光 代
主 席	豊 永 英 紀
再 任 用 職 員	坂 井 正 子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第3回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に4番委員、25番委員を指名します。
本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第14号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第14号 朗読

○（議長）1から3番まで続けて2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。議第14号、農地法第3条の許可申請に対する1番についてご報告申し上げます。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、

農振区分は農用外、面積は畑3筆の合計2,379㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の事由といたしまして譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地には、野菜を作るということで、現地を調査したところ、すでに野菜が作られておりました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしく願います。

続きまして、2番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用内、面積は1筆の338㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。これは贈与でございます。譲受人は今後、野菜を作るということでございました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしく願います。

続きまして、3番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内、田の1筆で1,185㎡でございます。権利の種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は野菜を栽培されておまして、申請地についても野菜を栽培されるということでございました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしく願います。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。次に2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番から5番まで続けて8番委員の調査報告をお願いします。

- (8番委員) おはようございます。農地法第3条の4番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外、面積は513㎡です。権利種別は3条の有償移転となります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。栗を栽培されるということです。申請地は譲受人の自宅の裏手にあり、徒歩1分のところにあります。現在も栗を植えてあり、譲受人がきれいに剪定と管理をされていました。譲渡人の農業経営の縮小となっておりますが、人吉市での農業経営が0ということで、ご自宅の傍に農地を持っておられますので、縮小となります。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして、5番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用地内、面積は1,513㎡となっております。3条の無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。譲受人が長年、小作として作って管理をしていたため、譲渡人から貰って欲しいと申し出があり、申請に至ったということです。現在も飼料稲の栽培をされており、管理をされていました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないと判断しましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

- (議長) ありがとうございます。4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。
次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者） 議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。
6番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員） おはようございます。農地法第3条の5番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑と田でございます。田が6筆、畑が1筆で合計の7筆です。面積は田が5, 288㎡、畑が450㎡で合計の5, 738㎡です。これは3条の無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております、親戚関係です。叔母たちが所有している農地を譲受人に無償移転することです。位置図をご覧ください。申請地は令和2年7月豪雨で球磨川沿いから氾濫しまして、被災した農地でございます。そのため譲渡人も管理が出来ないということで、譲受人に無償移転でお願いをしたということでございました。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大でございます。今後は、この農地を少しでも農地に復旧して、復旧後は水稻並びに野菜を栽培したいとのことでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたし

ましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- （１６番委員）この農地は水害に遭われていると思いますが、復旧は自力でされるのでしょうか。
- （１０番委員）事業等が掛からないような場所にありますので、少しずつではありますが、自力で復旧をされております。復旧したところを先ほど報告したとおり、水稻や野菜を栽培したいということでございました。
- （１６番委員）譲受人がお一人でされるのでしょうか。
- （１０番委員）はい。
- （１６番委員）譲受人お一人で出来そうな状態だったのでしょうか。
- （１０番委員）現場を見せていただきましたが、少しずつ機械を使って農地に戻すような作業をしておられました。
- （職務代理者）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況をみて ）
- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって６番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）７番について９番委員の調査報告をお願いします。

○（９番委員）おはようございます。議第１４号、７番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は１筆で１，１７７㎡です。権利種別は３条の有償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。これは議案書にありますとおり、実は、申請人は新規就農者であります。現在は会社員でありまして、将来のビジョンとして、親子で兼業農家を目指しておられるそうです。当然ながら現在、専従は出来ませんが、この申請地におきましては、譲渡人によって既に太秋柿が９本、栗が４本を植えられております。今後は、譲渡人から指導を受けながら経験を重ねて、将来はブルーベリーやイチジク等も植栽し、ジャム加工品を視野に入れて計画をされておられます。また、地域おこしの一環も担いたいということでございました。申請地は位置図７ページのとおりです。現在、専従は出来ないが、本人も意欲的に農業をされたいとのことで頑張ってみるとのことでした。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、５番、７番は該当しないと判断をいたしました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって７番は原案可決いたしました。

日程第２・議第１５号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第２・議第１５号 朗読

○（議長）１番と２番について１番委員の調査報告をお願いします。

○（１番委員）おはようございます。議第１５号、農地法第５条の許可申請に対する１番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。１番の地目は田、面積は１４３㎡、２番は１，７０６㎡のうち３６４㎡、３番は１，２４７㎡のうち４９６㎡、４番は６７４㎡のうち４７６㎡、５番は３，５８０㎡のうち９２２㎡でござい

ます。田の7,049㎡のうち2,401㎡が今回の申請に上がったものになります。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。転用目的は排水路の工事用地として一時転用するということでございます。位置図をご覧ください。農道が通っておりまして、その農道の中に1mほどの大きな蛇腹のようなものを埋設して川のほうに流すという計画でございます。川が増水した場合は、逆流しないようにハッチが付いております。また、水が捌けないので、川沿いではない手前のカーブのところの下に溝があるので、その下にマスを作って落とすというような計画でございます。上は山付きのほうからずっと斜めに下りてくるように計画ではなっております。その用水をそのまま流すということです。実質審査表をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、2番のご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積は897㎡のうち350㎡でございます。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、資材置場でございます。ここは、前回、同じ所を報告いたしましたが、今月で期限が切れるということで、引き続き同じ所を延長して借りたいということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的としまして、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。
- （3番委員）賃貸借で一時転用となっておりますが、工事後、原形復旧をするということでしょうか。
- （1番委員）はい。原形復旧になります。
- （3番委員）その賃貸借期間は原形が復旧するまでのことでしょうか。それとも、埋設する場合には永久ということになるのでしょうか。
- （事務局 豊永主席）事務局からですが、一時転用期間は令和5年3月31日までとなっております。復旧まで終わらせてしまうというのが、その期間であります。農地に

は蛇腹の排水管は埋設いたしません。その1年間に復旧まで終わらせて、お返しをするという計画になっております。

○（3番委員）賃貸借期間もそこで終わりということでしょうか。

○（事務局 豊永主席）はい。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。農地法第5条の3番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目、農振区分、面積についても記載のとおりでございます。譲渡人、譲受人につきましても記載のとおりでございまして、転用目的としまして、植林でございます。次に位置図をご覧ください。申請地は隣の町内に上る入口辺りに位置しております。また、周辺は山林化しておりまして、譲受人が管理されている山林となっております。実質審査表をご覧ください。該当事項とした判断理由としまして、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種

農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため。また、農地の区分と転用目的といたしまして、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断いたします。また、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。添付書類として事業計画書が提出されております。転用目的の植林をするにあたりまして、譲受人は育苗等もされておられ、苗代は発生しないということです。被害防除方策につきましては、周囲には農地はなく、申請地が山林化しても何ら問題ないと思われまゝす。もし、問題が発生した場合には、随時対処するということでございました。皆様方からのご審議の方よろしくをお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。3番について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第3・議第16号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第3・議第16号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が1番、7番、32番は9番委員、5番は11番委員の親族、13番は24番委員、19番は4番委員、28番は4番委員と16番委員が役員を務めます法人となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）おはようございます。今月の説明の前に二点ご報告がございます。まず、一点目ですが、今月の資料を郵送させていただいた際に、一枚紙で共通事項という資料を入れております。そちらをご覧ください。先月の総会で、解除条件付き利用権設定について説明をさせていただきましたが、実は、通常の貸借設定についても共通事項がありまして、これについてこれからはきちんと設定させていただきたく、これを付けさせていただきます。可決した後に、必ず貸人、借人の両方に可決したことの文書を送らせていただいておりますが、先月からこれと同じ共通事項も一緒に同封して、より丁寧で詳細な内容に変更させていただいております。共通事項に記載してある内容につきまして、ご承知おきいただければと思っております。

次に先月の総会で保留にしていた18番の件についてご報告いたします。利用権の設定を行う者が総会前に亡くなられておりましたので、農業振興課と話し合いをし、この分の公告はできないとの判断になりました。農業振興課からは右側の本年累計にはその分は含まれていないと聞いております。改めて今月、相続人から中間管理機構への貸付をされました。30番になります。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和4年3月16日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての農業委員会の意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が89,221.86㎡、「畑」が5,532㎡、合計の94,753.86㎡あがってきております。一番下の所有権移転について今月はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。今回、農業公社が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借入れの手続きは基盤強化法により利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が31件、再設定が8件、合計の39件あがってきております。いずれの案件も調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時12分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （16番委員）5番の借人が市外の方になっているようですが、通って耕作されるのでしょうか。
- （事務局 坂井）確かに借人の住所が市外になっており、心配をいたしておりましたが、大学校が3月までである関係で、住所の登録そのものである市外の住所となっております。実際には人吉市にご実家があり、人吉市の農地で耕作をされますが、しばらくは通いでされて、農繁期にはご実家を起点に農業をされると聞いております。
- （8番委員）同じく5番ですが、貸人の住所欄が住所ではなく、氏名が入っています。
- （事務局 坂井）ご指摘いただきありがとうございます。郵送する際には、きちんと貸人の住所へ郵送いたします。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
1番、7番、32番、19番、28番までを除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の1番、7番、32番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の19番と28番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第4・議第17号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第4・議第17号 朗読
- (議長) 1番について11番委員の報告をお願いします。
- (11番委員) おはようございます。議第17号の1番の調査報告をいたします。非農地証明の願出人、土地の所在は記載のとおりです。地目は田で面積は1,215㎡です。3月11日に2番委員と私、事務局の3人で現地調査を行いました。調査の結果、現地は山林化しており、農地の状態も湿田であり、機械も入らない状態で農地への復元は不可能と判断し、非農地証明の基準3番のAに該当することから、非農地証明の交付について適当と判断いたしました。以上、報告いたします。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について24番委員の調査報告をお願いします。
- (24番委員) おはようございます。非農地証明願の2番についてご報告いたします。
願出人、土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は(1)が95㎡、(2)が

306㎡、(3)が357㎡です。3月9日に9番委員と私と事務局の3人で現地調査を行いました。(1)については、昔、道路の改修工事がありまして、残った残地でございます。幅が2mほどの狭く、長い土地となっており、耕作が出来ない状態の農地として残っておりました。そのまま放置されている状態で、最近は大木化もしており、機械も入れない状態でありました。(2)については、畑の裏が山林でございまして、竹などがものすごく入ってきて中まで入れない状態です。(3)についても同じ状態でした。調査の結果、非農地証明については適当と判断いたしました。以上、ご審議の方とよろしく願いいたします。

○(議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

2番(1)について報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番(1)は原案可決いたしました。

2番(2)について報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番(2)は原案可決いたしました。

2番(3)について報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番(3)は原案可決いたしました。

次の非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

○(事務局 豊永主席) 3番から申請件数も多く、令和2年7月豪雨災害の被災農地であり、通常とは違い、見た目だけでは判断できないため、スライドで確認しながらその

都度、採決を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○（議長）３番から１９番について、１３番委員の調査報告をお願いします。

○（１３番委員）おはようございます。非農地証明願につきまして、調査をいたしました。
３月１５日に現地を９番委員、私、事務局から和泉次長、豊永主席の４名で調査をいたしました。願出人、土地の所在、地目、面積、所有者等はお手元の資料をご覧ください。

○（議長）ありがとうございました。では、スライドを見ながら１筆ごとに採決を行います。
３番です。

○（１３番委員）３番については不適當といたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

○（３番委員）調査の結果が不適當とのことですが、何が不適當なのでしょうか。結果としては、非農地証明が証明されたのであれば、適當だと思うのですが。

○（事務局次長）非農地証明を出さないということなので、非農地証明願が出て、それは出さないということで、不適當です。出す場合は適當になります。

○（事務局長）この土地については、農地への復元が可能ということで、非農地証明願は不適當ということになります。

○（事務局次長）お手元の一覧表にも記載されておりますので、そちらをご覧ください。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたします。

4番の（1）です。

○（13番委員）4番の（1）は農地への復元が可能で、調査の結果、不適當です。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたしました。

4番（2）です。

○（13番委員）4番の（2）は農地への復元が可能で、調査の結果、不適當です。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたしました。

5番です。

○（13番委員）5番は農地への復元が不可能で、調査の結果、適當です。

○（議長）質疑はありませんか。

- （４番委員）写真を見ても先ほどの３番の農地との違いがあまり分からないのですが。
- （議長）写真だけでは分かりにくい部分もあるかと思います。
- （３番委員）やはり証明されるのか、されないかが分かりにくいです。これは耕作できないということでしょうか。
- （事務局長）この土地につきましては、耕作できないと判断されました。
- （１３番委員）今回、土砂の堆積が１０ｃｍ以上のところにつきまして、農地への復元が不可能と判断しております。
- （３番委員）処理されたか、処理されなかったかぐらいの報告でいいのではないのでしょうか。
- （事務局次長）今までずっとこのようにやってきております。今回だけ変えたということとはございませんので、よろしくお願いいたします。
- （１５番委員）通常の新農地証明の判断は木が生えてきており、復元が不可能などの判断をしますが、今回の場合は、水害で土砂が堆積しているので新農地というのはどうなのでしょう。被災しているのであれば、災害復旧工事をされるかと思いますが、そういうのをせず、新農地にするというは認められるのでしょうか。
- （１３番委員）災害復旧工事は取り下げをして、復旧工事をしないということになったそうです。
- （１５番委員）工事を取り下げて新農地証明願を申請したからといって、簡単に新農地として判断していいのでしょうか。現地の写真だけなので、詳しいことは分かりませんが、写真を見ると確かに雑木などは生えています。しかし、重機を入れれば農地への復元はできるのではないのでしょうか。
- （１３番委員）私たちも現地に行ったときには判断に困りました。農地の落差もあり、その地形によって、土砂が溜まりやすい場所と溜まりにくい場所があって１枚ずつ土砂の堆積状態が違いました。
- （１５番委員）今後、今回の案件のように災害復旧工事を取り下げて新農地にしてもら

う考えの方が出てくるのではないのでしょうか。

- （事務局長）今まで被災した農地に関しては、管理をされておらず荒れていても、すぐに荒廃農地などの判断はしておりませんでした。ただ、非農地証明願を出されたら1筆ずつ調査をしなければなりません。従来どおりであれば、雑木や竹などが生えているかどうか等を見ますが、この2年間だけでは雑木などは生えておらず、判断の基準としては土砂の堆積の深さで判断をいたしました。現地はほとんど写真のとおり状態であり、先ほど13番委員からもありましたが、一筆ずつ堆積が違う状態で判断をさせていただいて、今日の報告となりました。今回の申請地については、土砂の堆積の状態为非農地に該当するかどうかを判断させていただくことになりました。
- （17番委員）近隣で災害復旧工事があっていると思いますが、本来であれば申請地も取り下げなければ同じような工事をされる予定だったのでしょうか。
- （13番委員）計画はあったようですが、申請地については地区全体で災害復旧工事をしないということになったようです。
- （4番委員）非農地証明が可能になった場合には、点々と非農地になったところが出てきて、周囲が迷惑をするのではないのでしょうか。
- （事務局次長）これは事務局から書類を出してくださいとお願いしたのではなく、ご本人たちから判断をして欲しいとの要望があり、書類が出ております。申請が出されたのであれば、隣の方に迷惑がかかるのではないかということは農業委員会からは何も言えない状態です。非農地なのかを判断するしかないと思っております。
- （13番委員）申請が出た以上、判断するしかないと思います。
- （2番委員）その後のことはまた別になるということでしょうか。
- （事務局長）別のことになります。
- （議長）今後のことももちろん絡んできますが、判断をして欲しいと農業委員会へ申請がありましたので、可なのか不可なのか判断をしなければなりません。先ほどの説明にもありましたが、4人で現地へ行き、現地には雑木などは生えている状況ですが、一番の判断は農地として10cm以上堆積した場合に、耕作できるかという判断の中で、堆積の状態も確認して判断された状態ですので、皆さんに適当か不適当なのかを

判断していただきたいと思います。

5 番については、ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたしました。

6 番の（1）です。

○（13 番委員）調査の結果、不適當です。

○（議長）質疑はありませんか。

○（15 番委員）生い茂っているのは木ですかセイタカアワダチソウですか。

○（2 番委員）生えている雑草は関係なく、堆積の深さによって農地への復元が出来るか
を見ているということでしょうか。

○（事務局長）はい。

○（議長）表面上に出ている雑草などでは非農地の判断はできません。皆さん利用状況調
査等で判断をされている中では、申請地は非農地ではないとの判断だろうと思います。
ただ、堆積した量が異常に多いような所の判断になるかと思います。

○（事務局長）この場合は、堆積が10cm未満なので農地への復元が可能で非農地証明
は不適當と判断されております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 原案可決いたしました。

6 番(2) です。

○(事務局次長) 面積が 2 m²と狭小のため写真はありません。

○(事務局長) 狭小の農地については、基本的に非農地にするようになっておりますので、その分でこの農地については、該当するということになっております。

○(13 番委員) 現地を確認したくても 2 m²と狭小のため、詳しく確認できませんでした。おそらく畦の一部になっているのではないかと思います。

○(議長) 質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

7 番の(1) です。

○(13 番委員) この農地についても 9 m²の農地になり、おそらく側溝のコンクリートの擁壁の横にあったのではないかと思います。

○(議長) このような農地は残地でしょうか。

○(事務局 豊永主席) 残地です。

○(議長) 質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
7番の（2）です。
- （13番委員）農地の復元は不可能で、調査の結果、適当と判断いたしました。市道に接している農地で堆積物が一番溜まっていた場所です。
- （議長）質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
8番の（1）です。
- （13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。ここはトラクターで耕起して現在、耕作中です。
- （議長）質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
8番の（2）です。

○（13番委員）この農地は先ほどの農地に隣接しており、作業道にしてありました。調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
9番の（1）です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
9番の（2）です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
9番の（3）です。
- （13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。
- （議長）質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
9番の（4）です。
- （13番委員）農地への復元は不可能で、調査の結果、適當と判断いたしました。
- （議長）質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

9番の（5）です。

○（13番委員）農地への復元は不可能で、調査の結果、適当と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

○（25番委員）9番の（4）から（7）まで地番を見るとすごく近いところにあるかと思います。その場合、適当と不適當の所がバラバラにあっても農地として復元できるのでしょうか。

○（議長）結局は農地が続いていて、周りにあるのに非農地と農地で歯抜けのようなことをして、農地として復元できるのかということでしょうか。

○（事務局次長）ここは一体的に非農地証明願が出ておりますので、農業委員会が非農地ではないと判断したところに関しては、復元して頂くしかないと考えております。この地区に関して、来月も証明願が出される予定ですが、ポツポツとした状態になっても農業委員会としては、堆積などを見て判断をしてきておりますので、仕方がないかなと思っております。万が一、農地へ復元されるのであれば、水路は農林整備課が復旧するようにきちんとされておりますので、そちらは心配ないかと思われます。いつ本人さんたちが復旧されるのかというのは、明確には分かりませんが、今の段階では、農地に戻すことが可能か不可能かということを判断しております。堆積物がある程度あるということは、他の地区での工事を見ていただくと分かれるかと思いますが、かなりの重機が入って堆積物を全て押し出してトラックに運ぶというようなことをされておりました。堆積物が多いとすれば、それを本人さん個人で出来るかどうかという判断になってきていると思います。以上です。

○（13番委員）この地域は道路もなく、一枚の面積も狭い農地になっております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

9番の（6）です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。草だけ見ても判断は出来ませんが、これはモアで刈り取って耕起できると判断いたしました。

○（3番委員）現地に行ってみた人でないと写真だけでは判断できないということですか。

○（事務局次長）写真では見にくいと思いますが、堆積物が分かるように掘ったところにメジャーを当てております。皆さんにカラーで印刷したものをお渡し出来ればよかったのですが、膨大な数になってしまいますので、スクリーンに映し出しております。

○（議長）質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

9番の（7）です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
10番です。

○（13番委員）調査の結果、耕作不可能。よって適当と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
11番です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
12番です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

13番の（1）です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありますか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

13番の（2）です。

○（13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありますか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

14番です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

１５番の（１）です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

１５番の（２）です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
15番の(3)です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○(議長) 質疑はありませんか。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
15番の(4)です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作不可能。よって適當と判断いたしました。

○(議長) 質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
15番の(5)です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作不可能。よって適當と判断いたしました。

○(議長) 質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
15番の（6）です。

- （13番委員）調査の結果、耕作不可能。よって適当と判断いたしました。

- （議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
16番の（1）です。

- （13番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

- （議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
16番の（2）です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

１６番の（３）です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

１７番の（１）です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
17番の(2)です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作不可能。よって適当と判断いたしました。

○(議長) 質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
17番の(3)です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作不可能。よって適当と判断いたしました。

○(議長) 質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
18番の(1)です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作可能。よって不適当と判断いたしました。昨年、米が
作ってありました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

１８番の（２）です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。ここも米が作ってありました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

１８番の（３）です。

○（１３番委員）調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○（議長）質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
18番の(4)です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○(議長) 質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
19番です。

○(13番委員) 調査の結果、耕作可能。よって不適當と判断いたしました。

○(議長) 質疑はありませんか。

○(17番委員) 非農地判断をされて、本人が農地に復元したいという場合には、可能な
のでしょうか。

○(事務局次長) 本人から非農地判断をして欲しいとの申請をされて、非農地になったと
ころを農地に戻したいということでしょうか。

○(17番委員) もし、このような基準で非農地判断されたところを農地に戻したいとい
う場合にはどうなるのでしょうか。

○(事務局次長) 非農地判断の申請をされたのに、非農地になったら農地に復元したいと
いうことであれば、矛盾が生じます。何年か経った後に気持ちが変わられる場合もあ
るかと思いますが、本人からの申請によって私たちが調査を行っておりますので、そ

の後の本人の申し出についてはどうなのかということは考えなくていいと思います。本人さんが非農地判断をして欲しいということで申請を出されておりますので、その後農地に戻すということは、その後の本人の判断になってくると思います。私たちは非農地判断後にどうなるのか、本人さんたちの心情は一切、考えずに現場だけを見て判断することになります。所有者が耕作をしないから非農地にするということではなく、現況だけで判断をします。これについては、申請が上がっているものになりますので、その後のことは考えなくていいと思います。

- （事務局長）実際に利用状況調査にて非農地判断された農地が、本人が耕作するという事で、非農地の取り消しのお願いをされることがありますが、今回の非農地証明願については、復旧工事のお願いをされていましたが、国の復旧作業を取り下げて非農地証明願を農業委員会に出されたということで、今回、申請された農地についてはまとめて判断をするのではなく、一筆ずつ基準に合わせて判断をするということでご了承いただければと思います。以上です。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
日程第５・議第１８号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第５・議第１８号 朗読

- （議長）事務局からの説明をお願いします。

- （事務局 坂井）今回、非農地判断の取り消しの申し出がございました。土地の所在、登記地目、面積、所有者につきましては記載のとおりでございます。この農地については、１１月に非農地判断の調査を行った際には確かに栗が植わっていましたが、線路沿いの細長い割と大きな農地であり、奥のほうにまで栗があるかどうかは分かりませんでした。本人さんも申されておりましたが、かなりの老木でございました。栗

は本人さんが収穫をされたということでございますが、そこでまで判断が出来ませんでした。本人さんからは老木になっているので、新しい苗木に変えなければいけないと思っていた矢先に非農地通知が届いてしまったので、非農地判断を取り消して欲しいとの申し出がありました。その時に一緒に調査をいたしました農業委員、推進委員には確認をいたしまして、間違いなく栗が植わっておりますので、議題として上げております。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

（ 11時00分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員